

富士吉田市SDGs推進本部設置要綱

(設置)

第1条 2015年9月に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）」の達成に向け、本市における取組を総合的かつ効果的に推進するため、富士吉田市SDGs推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) SDGsの理念の普及、理解の促進に関する事項
- (2) SDGsの理念に基づくまちづくりの取組と進捗管理に関する事項
- (3) SDGsを推進する各種団体等との連携及び支援に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、SDGsの達成に向けた取組に関し必要な事項

(組織)

第3条 本部は、別表に掲げる者（以下「本部員」という。）をもって組織する。

- 2 本部に本部長及び副本部長を置き、本部長には市長を、副本部長には副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部長は、本部を代表し、本部の事務を総理する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(本部会議)

第4条 本部長は、必要に応じて本部の会議（次項において「本部会議」という。）を招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の職員を本部会議に出席させ、意見又は説明等を求めることができる。

(調整会議)

第5条 本部長は、施策を調整するため、本部長が指名する本部員に有識者等を加えた調整会議を開催することができる。

(プロジェクトチーム)

第6条 本部長は、具体的な調査、検討等を行うため、本部長が指名する職員で構成するプロジェクトチームを置くことができる。

- 2 プロジェクトチームが担当すべき事項は、本部長が指示をする。

3 プロジェクトチームは、必要の都度、本部長が招集する。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令甲は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

S D G s 推進本部員
市長、副市長、教育長、企画部長、総務部長、市民生活部長、産業観光部長、都市基盤部長、演習場対策室部長、ふるさと納税推進室部長、市立病院事務長、教育部長、議会事務局長、その他部に属する部長